

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 公共交通機関等の現状分析・改善の必要性

本市における公共交通機関の利用者数は、モータリゼーションの進展や少子化における通学生の減少などから低下傾向にある。路線バスは、平成12年に167路線、一日当たり平均乗車人員2万5,510人であったが、平成18年には109路線、同1万7,928人となり、JR沼津駅の一日平均乗車人員は、平成12年の2万4,119人から平成18年には2万2,623人へ減少している。

また一方では、高齢化社会の進展など社会情勢の変化にともなって、公共交通機関の活性化が一段と重要な課題となるとともに、交通弱者の立場やユニバーサルデザインの視点に立った対策も必要となっている。

そのため、沼津駅を中心とした交通結節点におけるバリアフリー化など安全で快適な歩行空間の確保、バスの運行における所要時間の短縮や定時性の確保、観光面との連携など各種の対策をとっていく必要がある。

(2) 沼津駅周辺総合整備事業の推進

沼津駅周辺に広がる中心市街地は、鉄道が東西に走るなか、市街地の南北を結ぶ幹線道路が少なく、また道幅が狭いため、道路混雑の慢性化や歩行者・自転車による南北往来の不便さなど、市民生活や経済活動へ様々な影響をもたらしている。

このような状況の改善を図るとともに、新たな都市機能の導入や南北市街地の一体化などを旨とするため、沼津駅付近鉄道高架事業をはじめ土地区画整理事業や幹線道路の整備などからなる沼津駅周辺総合整備事業を進めている。

〈沼津駅周辺総合整備事業で期待できる主な効果〉

- ・鉄道線路や駅施設が改良されるとともに、駅前広場などが整備されバスやタクシーなどへの乗り換えが便利になる。
- ・新たな南北道路・通路が整備されることで安全性や回遊性が高まり、暮らしやすく快適なまちづくりができる。
- ・都市の基盤整備が進むとともに、狭い道路の改良や拡幅などが進み消防などの緊急活動が円滑になり、災害発生時などの被害拡大防止や避難路の確保などが可能となり防災機能の向上が期待できる。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取り組みの進捗調査を行い、事業の促進などの改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|-----------------------|--|--|--------|
| <p>事業名：循環バス運行支援事業</p> <p>内容：沼津駅を基点とする循環バスの運行</p> <p>実施時期：平成10年度～平成23年度</p> | 伊豆箱根鉄道株式会社、伊豆箱根バス株式会社 | 沼津駅や地区内の公共施設と沼津港などのにぎわい拠点を連絡する循環バスを運行することにより、高齢者や観光客などの、来街者数増加に寄与する。 | <p>支援措置：まちづくり交付金</p> <p>実施時期：平成17年度～平成20年度</p> | |

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|--|--|--------|
| <p>事業名：東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線及び東海旅客鉄道御殿場線（沼津駅付近連続立体交差事業）（再掲）</p> <p>内容：東海道本線3.7km、御殿場線1.6kmを高架化踏切除去13箇所、立体交差化される幹線道路8路線</p> <p>実施時期：平成15年度～平成34年度</p> | 静岡県 | <p>駅周辺の鉄道を一定区間連続して高架化することにより、南北交通の円滑化と沼津駅周辺の交通機能の再整備を進め、安全で利便性の高いまちづくりを推進する。</p> <p>事業実施にともない、将来を見越した民間投資や事業誘致が見込め、中心市街地の活性化が図られる。</p> | <p>支援措置：街路事業（連続立体交差事業）</p> <p>実施時期：平成15年度～平成21年度</p> | |

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|---|--|---------------|--------|
| <p>事業名：環境定期券制度</p> <p>内容：バス運賃の割引</p> <p>実施時期：平成 11 年度～</p> | <p>伊豆箱根バス株式会社、富士急シティバス株式会社、沼津登山東海バス株式会社</p> | <p>通勤定期券を持つ人とともにバスを使うと運賃が割引になる制度。沼津駅を中心に全路線 500 円以内の区間で利用できるため、中心市街地への来街者数の増加に寄与している。</p> | | |
| <p>事業名：高齢者バス割引定期券制度</p> <p>内容：高齢者のバス運賃の割引</p> <p>実施時期：平成 13 年度～</p> | <p>沼津登山東海バス株式会社</p> | <p>65 歳以上の高齢者を対象に一定額の定期券を購入すると、1 回 100 円で沼津登山東海バスの全路線が利用できるため、沼津駅を中心とするバス路線に本制度が活用されることで中心市街地の来街者の増加に寄与する。</p> | | |
| <p>事業名：高速バスの運行</p> <p>内容：沼津駅から東京・大阪方面への長距離バスの運行</p> <p>実施時期：平成 18 年度～</p> | <p>富士急シティバス株式会社、京王電鉄バス株式会社、JRバス関東株式会社、富士急山梨バス株式会社、WILLER EXPRESS 東海株式会社</p> | <p>沼津駅と東京・成田方面、京都・大阪方面間にて高速バスが運行され、一部路線については沼津港まで乗り入れるなど、多様な交通手段の確保による来街者数の増加につながっている。</p> | | |